



- I. AI技術の開発契約の特徴とレビューの際の留意点
- II. 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示と実務上の留意点

2018年
6月号

I. AI技術の開発契約の特徴とレビューの際の留意点

執筆者: 福岡 真之介

1. はじめに

近時、企業において AI 技術の開発が活発化しており、今後さらにその動きが拡大していくことが予想されます。2017 年～2018 年にかけて企業による AI 技術の本格的な開発が広がったことから、2019 年～2020 年にかけて AI 技術を実用化した製品・サービスが多数リリースされることとなるでしょう。

そのような中、AI 技術を有する企業の買収や投資も増加することが見込まれます。そのような場合、対象企業が有する AI 技術を見極めることは当然であります。取引先や共同研究の相手との間でどのような契約を締結しているかも重要なチェックポイントであります。今回は、そのような契約の中で、AI 技術を利用したソフトウェア(以下「AI ソフトウェア」といいます。)について解説します。

2. AIソフトウェア開発契約の特性

AI 技術の開発における成果物としては、学習済みモデル、学習用プログラム、推論プログラム、学習済みパラメータ、学習用データセットなどがあります。AI ソフトウェアにおける典型的な成果物が学習済みモデルなので、以下では、学習済みモデルを念頭に述べます。

学習済みモデルには、従来のソフトウェアと異なり、次のような特徴があります。

- ① 学習済みモデルの性質等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと
- ② 学習済みモデルの性質等が学習用データセットに依存すること
- ③ 学習済みモデルの生成に際してノウハウの重要性が高いこと
- ④ 各種生成物について再利用の需要が存在すること

そのため、開発の初期段階では、権利の帰属や収益の分配について「協議する」という条項が多くなる傾向にあります。これは、

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

当事者は、どのような成果物ができるかわからない段階で、権利の帰属や収益の分配について議論することが困難であることによるものであると考えられます。もっとも、契約書上、協議事項とされていたとしても、当事者間において、開発の成果が出て、実用可能な学習モデルが完成した場合においては、どのような権利帰属・収益分配をするかについてはある程度の話し合いや共通認識が形成されているので、インタビューなどによりそれらを把握することも重要であるでしょう。

3. AIソフトウェア開発契約において問題となる論点

AIソフトウェア開発契約においてよく問題となる点は以下の点です。

- ① 生データに特有の問題
 - ・ ユーザーがベンダーに提供する生データの内容、品質・十分性、遅延した場合の取扱い
- ② AIソフトウェアに特有の問題
 - ・ AIソフトウェアの完成の可否・完成義務の有無
 - ・ AIソフトウェアの品質
- ③ 知的財産権の権利帰属や利用条件に関する問題
 - ・ 成果物(学習済みモデル、学習用データセット)の権利帰属・利用条件
 - ・ 開発途中で生じた知的財産の権利帰属・利用条件
 - ・ 成果物からの派生物の権利帰属・利用条件
- ④ 責任に関する問題
 - ・ 開発に失敗した場合の責任分担
 - ・ 成果物の利用により発生した事故等の責任分担
 - ・ 第三者の知的財産権を侵害した場合の責任分担

4. AIソフトウェア開発契約のガイドラインと探索的段階型開発プロセス

AIソフトウェア契約については、2018年に経済産業省「AI・データ契約ガイドライン検討会」において検討がなされ、AIソフトウェアの開発についてのガイドライン(AI編)とモデル契約(以下、それぞれ「本ガイドライン」、「本モデル契約」といいます。)が公表されています(なお、筆者は同検討会の委員を務めさせて頂きました。)

今後のAIソフトウェア開発契約において、本モデル契約をベースとした契約書が作成されることも十分想定されます。また、これと異なるAIソフトウェア開発契約をレビューするにあたって、本モデル契約との差異を検証することにより、対象のAIソフトウェア開発契約における注意点を把握することが容易になることもあるでしょう。

そこで、本ガイドライン及び本モデル契約について以下で簡単に解説します。

本ガイドラインでは、AIソフトウェアの特徴を考慮して、最初に要件定義を固めるウォーターフォール形式と異なり、試行錯誤型の開発を許容する「探索的段階型」の開発方式を提唱し、その上で各段階についてのモデル契約を提供しています。

AI技術の特徴として、前述のとおり、学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に特定できない場合が多いことや、その内容・性能等が学習用データセットに依存する場合が多いことから、本ガイドラインでは、開発プロセスに、①学習済みモデルの実現可能性を検討するアセスメント段階、②PoC段階、③開発段階、④追加学習段階を設けて、段階ごとにAI技術によって自らの目的を実現することができるか否かや、次の段階に進むか否かについて探索しながら、それらの検証と当事者相互の確認を得ながら段階的に開発を進めていく「探索的段階型」プロセスを導入することを提唱しています。

この「探索的段階型」の開発方式を選択することにより、成果物についての当事者の認識の違いから生じるトラブルや、開発の失敗によるリスクを限定することができることから、成果物の定義やリスクを巡る議論に不必要に多大な時間をかけることなく、当事者も比較的スムーズに契約締結できることが期待できます。

5. モデル契約の概要

本モデル契約の特徴は次のとおりです。

- ① 探索的段階型開発に沿った 3 種類の契約書(秘密保持契約書、導入検証契約書、ソフトウェア開発契約書)が提示されています。
- ② ユーザが提供するデータの保護と利活用を図るため、データの取扱いに関する規定が設けられています。
- ③ 成果物等の取扱いについて、権利帰属だけではなく利用条件をきめ細やかに設定することでユーザとベンダの利益調整を図る枠組みが提示されています。
- ④ ベンダは成果物の完成義務や性能の保証を行わない案が提示されています。

(1) アセスメント段階:秘密保持契約書

アセスメント段階においては、秘密保持契約書を締結するケースを想定されています。秘密保持契約書のモデル契約は、ユーザから限定的なサンプルデータを受領し、短期間で AI 技術の導入可否について検証を行うこと、検証結果を記載した簡易なレポートを提供することが想定されています。

(2) PoC 段階:導入検証契約書

PoC 段階において、導入検証契約書を締結するケースが想定されています。PoC 段階において実施する内容は、ケース・バイ・ケースですが、導入検証契約書のモデル契約は以下を前提としています。

- ① 契約当事者:ユーザとベンダ(ユーザやベンダの技術レベルや企業規模は問いません。)
- ② 契約の法的性質:準委任型
- ③ 時期:PoC の初期段階
- ④ 業務内容:一定のサンプルデータを用いて学習済みモデルの生成や精度向上作業を行い開発の可否や妥当性の検証を行い、成果として検証結果をまとめたレポートを作成すること。

(3) 開発段階:ソフトウェア開発契約書

開発段階において、ソフトウェア開発契約書を締結するケースが想定されています。ソフトウェア開発契約書のモデル契約は以下を前提としています。

- ① 契約当事者:ユーザとベンダ(ユーザやベンダの技術レベルや企業規模は問いません。)
- ② 開発モデル:非ウォーターフォールモデル
- ③ 対象システム:機械学習を利用した特定機能を持つプログラムの開発
- ④ 契約の法的性質:準委任型
- ⑤ 時期:開発段階
- ⑥ 業務内容:PoC 段階を経て開発可能性があると判断された学習済みモデルについて、ユーザが提供するデータを元にベンダが学習用データセットを生成した上で学習済みモデルを生成し、ユーザに当該学習済みモデルを提供すること。

なお、多様な形態がありうる追加開発段階におけるモデル契約書は作成されていません。

	①アセスメント	②PoC	③開発	④追加学習
目的	一定量のデータを用いて学習済みモデルの生成可能性を検証する	学習用データセットを用いてユーザが希望する精度の学習済みモデルが生成できるかを検証する	学習済みモデルを開発する	ベンダが納品した学習済みモデルについて、追加の学習用データセットを使って学習をする
成果物	レポート等	レポート 学習済みモデル 等	学習済みモデル等	再利用モデル等
契約	秘密保持契約書等	導入検証契約書等	ソフトウェア開発契約書	※個別の事案による

6. まとめ

本ガイドライン及び本モデル契約は発表されたばかりであり、今後の AI 技術の開発の実務にどのようにとられていくかについて予測することは困難です。もっとも、AI 技術の普及に伴い、法務担当者が AI 関連の契約を取り扱う機会は今後は益々増加していくことが見込まれます。本稿が、その際に多少の参考となれば幸いです。

以上



ふくおか しんのすけ
福岡 真之介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

s_fukuoka@jurists.co.jp

96 年東京大学法学部第一類卒業。98 年弁護士資格取得。01 年西村あさひ法律事務所に所属。06 年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)、06-07 年シュルティ・ロス・アンド・ゼイベル法律事務所(米国)勤務、07-08 年ブレイク・ドーンソン法律事務所(オーストラリア)勤務。著書は、『AI の法律と論点』(商事法務・2018)、『IoT・AI の法律と戦略』(商事法務・2017)等多数。

II. 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示と実務上の留意点

執筆者：野澤 大和

1. はじめに

2017 年 11 月号の本ニューズレター「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示の検討に関する議論状況」¹において、未来投資戦略 2017(2017 年 6 月 9 日閣議決定)までの事業報告等と有価証券報告書の一体的開示(以下「一体的開示」といいます。)の検討に関する議論状況及び今後の見通しについて概説しましたが、その後、一体的開示に関する以下の政府等の施策が公表されたことから、それらの概要及び一体的開示に関する実務上の留意点について解説します。

- ① 内閣官房、金融庁、法務省及び経済産業省による「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」²並びに金融庁及び法務省による「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」³の公表(2017 年 12 月 28 日)
- ② 企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」といいます。)の改正(2018 年 1 月 26 日公布・施行)

¹ 拙稿「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示の検討に関する議論状況」西村あさひ法律事務所「M&A ニューズレター」(2017 年 11 月号) https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_201711_ma.pdf 参照。

² 2017 年 12 月 28 日・内閣官房、金融庁、法務省及び経済産業省「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/torikumi_hontai.pdf 参照。

³ 2017 年 12 月 28 日・金融庁「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」 <https://www.fsa.go.jp/news/29/20171228/20171228.html> 参照。

- ③ 会社法施行規則の改正(2018年3月26日公布・施行)
- ④ 財務会計基準機構(FASF)による「有価証券報告書の開示に関する事項—『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組—」⁴並びに金融庁及び法務省による「『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組について」⁵の公表(2018年3月30日)

2. 4省庁による「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」等の概要

未来投資戦略 2017 では、「異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について必要な制度的な手当て、法令解釈や共通化の方法の明確化・周知等について検討を加速し」、2017年12月までに成案を得るとされていました。未来投資戦略 2017 を受けて、2017年12月28日に、内閣官房、金融庁、法務省及び経済産業省が「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」を、また、金融庁及び法務省が「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」をそれぞれ公表しました。

これらは、一体的開示をより行いやすくするための環境整備の一環として、企業から共通化を図ることが可能か否かについて指摘を受けた、事業報告等と有価証券報告書における以下の各項目について、可能な範囲で共通化を図ることを目的とするものです。そして、2017年度中(=2018年3月まで)を目途として、制度所管庁(金融庁、法務省)において、当該項目について共通の記載が可能であることを明確化する法令解釈の公表等の対応を図るとともに、民間関係団体に対してひな型の修正等を検討するよう要請するとされました。

I. 非財務情報			
有価証券報告書の記載事項	開示府令第三号様式	事業報告の記載事項	会社法施行規則
主要な経営指標等の推移	記載上の注意(5)	直前3事業年度の財産及び損益の状況	120条1項6号
事業の内容	記載上の注意(7)	主要な事業内容	120条1項1号
関係会社の状況	記載上の注意(8)	重要な親会社及び子会社の状況	120条1項7号
従業員の状況	記載上の注意(9)	使用人の状況	120条1項2号
経営上の重要な契約等	記載上の注意(14)	事業の譲渡等	120条1項5号ハからヘまで
主要な設備の状況	記載上の注意(18)	主要な営業所及び工場の状況	120条1項2号
ストックオプション制度の内容	記載上の注意(19)	新株予約権等に関する事項	123条1号
大株主の状況	記載上の注意(25)	上位10名の株主に関する事項	122条1項1号、2項
役員の状況	記載上の注意(36)	会社役員の地位及び担当並びに重要な兼職の状況	121条2号、8号
社外役員等と提出会社との利害関係	記載上の注意(37)、開示ガイドライン5-19-2	社外役員の重要な兼職に関する事項	124条1項1号、2号
社外取締役の選任に代わる体制及び理由	記載上の注意(37)	社外取締役を置くことが相当でない理由	124条2項
役員の報酬等	記載上の注意(37)	会社役員の報酬等	121条4号、5号、124条5号、6号
監査公認会計士等に対する報酬の内容	記載上の注意(38)	各会計監査人の報酬等の額並びに株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	126条2号、8号イ
II. 財務情報			
財務諸表の記載事項	財務諸表等規則等	計算書類の記載事項	会社計算規則
財務諸表の表示科目	17条1項7号等	計算書類の表示科目	74条3項1号トからヲまで等

⁴ 2018年3月30日・財務会計基準機構「『有価証券報告書の開示に関する事項』の公表」
(https://www.asb.or.jp/jp/other/web_seminar/kajji_20180330.html)参照。

⁵ 2018年3月30日・金融庁「『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180330/20180330.html>)参照。

1株当たり情報に関する中期	68条4、95条の5の2等	1株当たり情報に関する注記	113条
---------------	---------------	---------------	------

3. 開示府令の改正の概要

2016年4月18日の「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」⁶(以下「WG報告書」といいます。)を受けて、2018年1月26日に「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成30年内閣府令第3号)が公布・施行されました。有価証券報告書に関する改正部分は、2018年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されます。

(1) 有価証券報告書の内容の共通化・合理化

(ア) 有価証券報告書及び事業報告における大株主の状況に係る記載の共通化

事業報告と同様に、有価証券報告書の「大株主の状況」における株式所有割合の算定の基礎となる発行済株式から自己株式を控除することとされました(開示府令第三号様式第一部第4の1(6))。

(イ) 新株予約権等の記載の合理化

有価証券報告書の「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」及び「ストックオプション制度の内容」の各項目を「新株予約権等の状況」に統合することとされ、改正前の開示府令第三号様式の表を撤廃し、提出会社の判断により過去発行分を一覧表形式で記載することが可能となりました(開示府令第三号様式第一部第4の1(2))。

また、「ストックオプション制度の内容」として記載すべき事項が、経理の状況におけるストックオプションに関する注記で記載されている場合には、当該記載を参照することにより省略することが可能になりました(開示府令第三号様式記載上の注意(19))。

さらに、「新株予約権等の状況」については、事業年度末日及び有価証券報告書提出日の前月末現在の記載が求められますが、事業年度末日の情報から変更がなければ、後者については変更ない旨の記載をすることにより省略することが可能になりました(開示府令第三号様式記載上の注意(19)~(21))。

(ウ) 株主総会日程の柔軟化のための開示の見直し

有価証券報告書における「所有者別状況」、「大株主の状況」及び「議決権の状況」の記載時点が、事業年度末現在から、原則として「提出会社の株主総会」における議決権行使の基準日に変更され、「これ(引用者注:議決権行使の基準現在の記載)により難しい場合」には、事業年度末現在の情報を記載することとされました(開示府令第三号様式記載上の注意(24)~(26))。

(2) 有価証券報告書の非財務情報の開示の充実

「業績等の概要」及び「生産、受注及び販売の状況」が「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(以下「MD&A」といいます。)に統合され、「MD&A」において、経営成績等の状況の概要及び経営者の進展による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容の具体的かつ分かりやすい記載が求められるようになりました(開示府令第三号様式記載上の注意(12))。

⁶ 2016年4月18日・金融庁「金融審議会『ディスクロージャーワーキング・グループ』報告の公表について」(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20160418-1/01.pdf)参照。

4. 会社法施行規則の改正の概要

2018年3月26日に「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成30年法務省令第5号)⁷が公布・施行されました。この会社法施行規則の改正は、前記3の開示府令の株主総会日程の柔軟化のための開示の見直しと同趣旨であり、WG報告書を受けたものです。改正後の会社法施行規則の規定は、2018年3月31日以後に終了する事業年度に係る事業報告から適用されます。

改正後の会社法施行規則では、ある事業年度に関する「定時株主総会」⁸における議決権行使の基準日を定めた場合において、当該基準日が当該事業年度末日後の日であるときは、当該基準日を明らかにしたうえで、当該基準日における上位10名の株主に関する事項を事業報告の記載内容とすることができることとされました(会社法施行規則122条2項)。

5. FASFによる「有価証券報告書の開示に関する事項」等の概要

2017年12月28日に公表された、前記2の「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」において、民間関係団体に対するひな型の修正等の検討の要請がされたことを受けて、2018年3月30日に、FASFが「有価証券報告書の開示に関する事項—『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組—」を公表し、同日に、金融庁及び法務省が「『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組について」を公表しました。

FASFが公表した上記取組は、金融庁及び法務省の要請を受け、有価証券報告書と事業報告等の共通化を図る上での留意点や記載事例について、金融庁及び法務省の協力を得つつ、検討を行ったものです。上記取組においては、前記2の各項目の記載の共通化に向けた留意点として、有価証券報告書の「作成にあたってのポイント」及び事業報告等との記載の共通化した場合の「記載事例」が示されました。

また、金融庁及び法務省によれば、FASFの上記取組に掲げられた「作成にあたってのポイント」及び「記載事例」の内容は、関係法令の解釈上、問題ないものと考えられ、企業において、有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化を行う際には、上記取組が参考になるものと考えられるとされたことから、FASFの上記取組に関する制度所管庁による法令解釈も明確化されました。

6. 一体的開示に関する実務上の留意点

(1) 一体的開示を実施すべきか否か

実務上、事業報告等は、その内容が簡素であり、様式も決まっていないことから、図表を使用したり、カラフルにしたりする等個人株主向けのIR資料的な位置付けをしている企業が多いと思われます。他方で、有価証券報告書は、その内容が詳細であり、様式が決まっていることから、投資家(特に機関投資家)向けの開示資料として位置付けている企業が多いと思われます。

このような事業報告等と有価証券報告書の棲み分けを行っている企業において、任意の取組である一体的開示をそもそも実施する否か(現在の棲み分けを見直す必要があるか)について、そのメリットとデメリットを比較考量して検討する必要があります。

⁷ 会社法施行規則の改正だけでなく、「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(2018年2月16日公表)及び財務諸表等規則の一部改正(2018年3月23日公布・施行)を受けて、繰延税金資産については投資その他の資産として、繰延税金負債については固定資産として区分して表示するものとする会社計算規則の改正もされています。

⁸ 単に「株主総会」と規定する開示府令とは異なり、会社法施行規則122条2項では、記載の基準時点となる議決権行使の基準日は「定時株主総会」におけるものに限定されています。

(2) 一体的開示を実施する記載事項の範囲

仮に、企業が任意に一体的開示を実施することとした場合に、事業報告等と有価証券報告書の記載事項のうち、どの範囲で記載の共通化を行うかを検討する必要があります。記載の共通化には、以下の3つの段階があると考えられます。

- ① 有価証券報告書によって事業報告等の記載事項を疑義なくカバーできるものととどめるのか。
- ② 一定の解釈を通じて共通化できる記載事項についても行うのか。
- ③ 事業報告等の固有の記載事項も有価証券報告書に任意に記載するのか。

仮に企業が任意に一体的開示を実施する場合には、まずは、①の段階にとどめることが実務上慎重な対応であると考えられます。次に、前記5のFASFが公表した「記載事例」を参照して、②の段階まで記載の共通化に取り組むことも考えられます。

③の段階、即ち、事業報告等の固有の記載事項を含めて有価証券報告書に記載することで物理的に1つの書類を作成することは、実務上、虚偽表示等の刑事罰(金商法197条1号等)が科される有価証券報告書において法律上求められる以上の任意の記載を期待することは難しく、また、招集通知の添付書類として有価証券報告書を定時株主総会前に提出することが必要となることから、実務上、現時点で、③の段階までの一体的開示を実施することは現実的でないと考えられます。

(3) 事業報告等の作成担当者と有価証券報告書の作成担当者の協働

実務上、事業報告等は法務部・総務部等が担当するが、有価証券報告書は財務部等が担当することが多いと思われま。しかし、一体的開示を実施する場合には、事業報告等の作成担当者と有価証券報告書の作成担当者の協働が必要不可欠です。

一般的に有価証券報告書の方が事業報告等よりも記載事項が広いことから、有価証券報告書によって事業報告等の記載事項をカバーする場合には、有価証券報告書の作成担当者が共通化する記載事項の作成を担当することが効率的であると考えられます。この場合、共通化する記載事項の作成担当者は、事業報告等及び有価証券報告書の両方の作成に関与することができるように異なる部署間の連携等の柔軟な対応が必要になると考えられます。

(4) 会計監査人との協働

企業が一体的開示を実施する場合において、事業報告等と有価証券報告書を同時に定時株主総会の前に提出するときは、会社法監査と金商法監査は同時期に行われることとなります。この点、事業年度末日後3ヶ月以内の6月に定時株主総会を開催する現在の上場企業の実務を前提にすると、企業にとっても会計監査人にとっても過大な負担となるので、十分な監査期間を確保するためには、7月以降の定時株主総会の開催を検討せざるを得ないと思われま。その場合は、事前に会計監査人との間で監査スケジュールへの影響について調整しておく必要があると考えられます。

また、財務情報の記載の共通化にあたって、共通化の可否を含めて会計監査人と調整が必要であることは当然ですが、非財務情報の記載の共通化についても、会計監査人は会計監査に当たり非財務情報を参照しているため⁹、その観点からも会計監査人との調整が必要になり得ることに留意する必要があります。

(5) 監査役等の監査への影響の可能性

有価証券報告書によって事業報告等の記載事項をカバーすることで一体的開示を実現する場合、事業報告等の内容が有価証券報告書に組み込まれることから、監査役等の監査の対象が広がり得ることに留意する必要があります(会社法施行規則129条1項2号)。

⁹ 現在、企業会計審議会監査部会で議論されている「監査報告書の透明化/長文化」(監査報告書における監査人が着目した会計監査上のリスク等(KAM:Key Audit Matters)の議論との関係についても留意が必要です。なお、2018年5月8日に「監査基準の改訂について(公開草案)」が公表され、同年6月6日までパブリックコメントの手続に付されています(<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180508.html>)。

有価証券報告書等の金融商品取引法上の開示書類の作成及び提出は、取締役の重要な業務執行行為であるので、監査役等の監査の対象となるとされています¹⁰が、実務上は、必ずしも全ての監査役等が有価証券報告書を監査の対象に含めているわけではないと思われ¹¹。

従前から監査役等が有価証券報告書を監査の対象に含めている場合には、一体的開示によって監査役等の監査の負担は事実上増えませんが、それまで監査役等が有価証券報告書の監査を行っていなかった場合には、一体的開示によって監査役等の監査の負担が増えるおそれがあります。しかし、有価証券報告書によって事業報告等の記載事項をカバーする場合に、当該有価証券報告書全体が「事業報告」に該当するのではなく、そのうちの事業報告の法定の記載事項のみが「事業報告」であると整理し、事業報告の法定の記載事項のみを監査役等の監査の対象とする解釈の余地があるように思われますが、実際の区別は困難である場合もあると思われ¹²。この点については、今後の議論の進展が期待されます。

7. 今後の見通し

前記 5 のとおり、前記 2 の各項目について、FASF が一体的開示をする場合の記載事例等を公表し、制度所管庁である金融庁及び法務省が関係法令の解釈上問題ないことを明らかにしましたが、当該項目以外にも記載の共通化の可否が問題となり得る項目があり得ると考えられることから¹²、実務において任意の取組である一体的開示が進む可能性は高くないと思われ¹³。

また、事業報告等と有価証券報告書を物理的に 1 つの書類として提出する場合の制度的な手当てや環境整備(EDINET による事業報告等の提供の許容¹³、定時株主総会の 7 月以降の開催、有価証券報告書の任意の記載事項に係る罰則の取扱いの明確化等)も必要であると考えられます。

前記 2 の 4 省庁が公表した「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」によれば、未来投資戦略 2017 に掲げられた「2019 年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備」に向け、2018 年夏までに何らかの成果が公表されることが予想されます。

企業の負担軽減と投資家への情報の効果的かつ効率的な開示を実現する一体的開示を実務において定着させるためには、実務での積極的な取組はもちろんですが、政府においても更なる取組が期待されます。

以上



のざわ やまと
野澤 大和

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.nozawa@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。2015-2017 年、法務省民事局(会社法担当、商事課併任(-2016 年))出向。主な業務分野は、国内外の M&A、コーポレートガバナンス、その他一般企業法務、商事紛争一般。会社法および金商法をはじめとする企業関連法制に関する近時の改正動向にも精通。

¹⁰ 日本監査役協会「監査役監査実施要領」278 頁、279 頁参照。

¹¹ 日本監査役協会が実施したインターネット・アンケート結果によれば、約 3 割弱の会社において、有価証券報告書を監査役等の監査の対象に含めていません(2018 年 4 月 27 日・日本監査役協会「第 18 回インターネット・アンケート集計結果(役員等の構成の変化など)」(<http://www.kansa.or.jp/support/library/secretariat/enqtotal18-1.html>))。

¹² FASF は、前記 5 の取組において、実務の参考として、「有価証券報告書及び事業報告等の記載項目の対応表」も公表しており、前記 2 の各項目以外についても、事業報告等の内容に含めることが求められている事項を有価証券報告書に漏れなく記載する観点から、特に留意すべき事項を明らかにしています。しかし、特に留意すべき事項に係る「作成に当たってのポイント」及び「記載事例」の記載はなく、現時点で、事業報告等と有価証券報告書を物理的に 1 つの書類した場合の全体像は明らかになっていません。

¹³ 現在、法制審議会会社法(企業統治等関係)部会において、EDINET の利用の可否を含め株主総会資料の新たな電子提供制度に関する会社法の改正が議論されています(「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案」(2018 年 2 月 28 日公表)第 1 部第 1)。

論文情報 (2018年3月～2018年5月)

- * 「M&A in Japan for Foreign Investors Part 6: Bid Process in M&A」 松村英寿・上野太資、Amidas Partners M&A Advisory Service Website(2018年05月25日号)
- * 「[講演録] サプライチェーンにおける現代奴隷法を巡る近時の諸問題」 臼杵弘宗・松田瞳、リーガルマインド No.397(2018年5月号)
- * 「M&A における買収価格調整の最新トレンド～価格調整をしないという選択(ロケット・ボックス方式)について」 浅岡義之、朝日新聞社(2018年4月28日号)
- * 「本年度税制改正、産業競争力強化法改正で変わる 自社株対価 M&A 活用の可能性」 森田多恵子・田端公美、ビジネス法務(2018年6月号)
- * 「法務の視点からみた会計の留意点(1) - 企業結合における段階取得に関する結論点」 高木弘明・若林義人、旬刊商事法務 No.2164(2018年4月15日号)
- * 「株主総会における取締役の説明義務等と書面決議の可否」 辰巳郁、旬刊商事法務 No.2163(2018年4月5日号)
- * 「実務への影響が大きい事項を中心に会社法改正の中間試案を読み解く」 辰巳郁・沼畑智裕、旬刊経理情報 No.1509(2018年4月10日増大号)
- * 「Corporate Counselor No.24 Minority Investment Exits in Japan (英)」 谷川達也・スティーブン・ポーラー、2018年04月
- * 「M&A in Japan for Foreign Investors Part 5: Human Resources Issues」 松村英寿・上野太資、Amidas Partners M&A Advisory Service Website(2018年03月30日号)
- * 「The International Comparative Legal Guide to Mergers & Acquisitions 2018: Japan」 高木智宏・前澤友規、The International Comparative Legal Guide to Mergers & Acquisitions 2018: Japan(2018年03月号)
- * 「迅速かつ大胆な事業再編の促進に向けた税制改正及び関連法改正について」 大草康平、MARR Online 2018年3月号(281号)

書籍情報 (2018年3月～2018年5月)

- * 「新株予約権ハンドブック [第4版]」 太田洋・上野元・郡谷大輔・大井悠紀・濃川耕平・野田昌毅・柴田寛子・有吉尚哉・山本憲光・松尾拓也・高木弘明・山中政人・中山達也・谷澤進・野澤大和・澤田文彦・政安慶一・坂本麻里江・寺崎雄大・杉浦起大・白澤秀己・増田貴都・沼畑智裕・中村慈美・加藤俊行、商事法務

セミナー情報 (2018年3月～2018年5月)

開催予定

- * 【東京・大阪開催】西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第112回
「近時の上場会社の株式発行を巡る諸課題」 大井悠紀、本柳祐介
開催日: 東京: 2018年7月11日(水)、大阪: 2018年7月26日(木)
お申込・詳細:<<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/LF112.html>>
- * 「大企業・中小企業向け事業継承のチェックポイントと紛争解決～家庭内マグマを抑える方法～」 柴原多
開催日: 2018年7月3日(火)
お申込・詳細:<<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/53778.html>>
- * 「M&A 契約のポイント【合弁(JV)契約・株主間契約編】～合弁(JV)契約・株主間契約の作成・交渉で必ず押さえるべきポイントを分かりやすく解説～」 高木智宏・山本晃久
開催日: 2018年6月27日(水)
お申込・詳細:<<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/53720.html>>

- * 「Thailand: Effectively Structuring Acquisitions, Joint Ventures and Strategic Alliances Deals」 ジラボン・スリワット
開催日: 2018 年 6 月 14 日(木)
お申込・詳細:<<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/53769.html>>
- * 「M&A 法務デューデリジェンスのチェックポイントと契約への反映【スキル習得編】」 石川智也
開催日: 2018 年 6 月 13 日(水)
お申込・詳細:<<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/53950.html>>

開催済

- * 「M&A 法務デューデリジェンスのチェックポイントと契約への反映【実践演習編】」 石川智也
- * 「グループ会社管理をめぐる法的留意点と実務対応」 森本大介
- * 「新しい株対価 M&A の実務」 坂本里和・安藤元太・武井一浩・中山龍太郎・野田昌毅・松尾拓也・水島淳・石崎泰哲・森田多恵子・田端公美
- * 「ベトナムにおける M&A 及び不動産投資の実務」 大矢和秀・廣澤太郎
- * 「M&A 法務デューデリジェンスのチェックポイントと契約への反映【スキル習得編】」 石川智也
- * 「M&A 成功の鍵を握る契約交渉と PMI で失敗しないために」 石川智也・小林咲花
- * 「Thailand: Negotiating for the Best M&A Deals」 ジラボン・スリワット
- * 「M&A 契約の実務」 伊豆明彦
- * 「サプライチェーンにおける現代奴隷法を巡る近時の諸問題」 臼杵弘宗・松田瞳

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社および投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識ならびに豊富な経験およびノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野および実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネス・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。